

訪問型介護予防サービス(A2)サービスコード表



令和6年4月

サービスコード	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位		
種類	項目							
A2	1111 訪問型介護予防サービス11	1週に1回程度の場合	事業対象者・要支援1・要支援2	1,176	単位	1,176	1月につき	
A2	2111 訪問型介護予防サービス11日割			39	単位	39	1日につき	
A2	1211 訪問型介護予防サービス12	1週に2回程度の場合	事業対象者・要支援1・要支援2	2,349	単位	2,349	1月につき	
A2	2211 訪問型介護予防サービス12日割			77	単位	77	1日につき	
A2	1321 訪問型介護予防サービス13	1週に2回を超える程度の場合	事業対象者・要支援2	3,727	単位	3,727	1月につき	
A2	2321 訪問型介護予防サービス13日割			123	単位	123	1日につき	
A2	2411 訪問型介護予防サービス21	標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		287	単位	287		
A2	2511 訪問型介護予防サービスV	ホ 訪問型サービス費(独自)(V)	事業対象者・要支援1・2	週2回程度 ※1月の中で全額で8回まで	272	単位	272	
A2	2621 訪問型介護予防サービスVI	ヘ 訪問型サービス費(独自)(VI)	事業対象者・要支援2	週2回を超える程度 ※1月の中で全額で12回まで	287	単位	287	
A2	1411 訪問型介護予防短時間サービス	短時間の身体介護が中心である場合		163	単位	163		
A2	C211 訪問型介護予防高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	1週に1回程度の場合	事業対象者・要支援1・要支援2	12	単位 減算	-12	1月につき
A2	C220 訪問型介護予防高齢者虐待防止未実施減算11日割				1	単位 減算	-1	1日につき
A2	C212 訪問型介護予防高齢者虐待防止未実施減算12		1週に2回程度の場合	事業対象者・要支援1・要支援2	23	単位 減算	-23	1月につき
A2	C213 訪問型介護予防高齢者虐待防止未実施減算12日割				1	単位 減算	-1	1日につき
A2	C214 訪問型介護予防高齢者虐待防止未実施減算13		1週に2回を超える程度の場合	事業対象者・要支援2	37	単位 減算	-37	1月につき
A2	C215 訪問型介護予防高齢者虐待防止未実施減算13日割				1	単位 減算	-1	1日につき
A2	C216 訪問型介護予防高齢者虐待防止未実施減算21	標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3	単位 減算	-3	1回につき	
A2	C219 訪問型介護予防高齢者虐待防止未実施減算短時間	短時間の身体介護が中心である場合		2	単位 減算	-2		
A2	6001 訪問型介護予防サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10% 減算		
A2	6003 訪問型介護予防サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15% 減算	1月につき	
A2	6002 訪問型介護予防サービス同一建物減算3	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12% 減算		
A2	8000 訪問型介護予防サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算		15% 加算	1月につき	
A2	8001 訪問型介護予防サービス特別地域加算日割	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算		15% 加算	1日につき	
A2	8002 訪問型介護予防サービス特別地域加算回数	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算		15% 加算	1回につき	
A2	8100 訪問型介護予防サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算		10% 加算	1月につき	
A2	8101 訪問型介護予防サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算		10% 加算	1日につき	
A2	8102 訪問型介護予防サービス小規模事業所加算回数	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算		10% 加算	1回につき	
A2	8110 訪問型介護予防サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		5% 加算	1月につき	
A2	8111 訪問型介護予防サービス中山間地域等提供加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		5% 加算	1日につき	
A2	8112 訪問型介護予防サービス中山間地域等提供加算回数	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		5% 加算	1回につき	
A2	4001 訪問型介護予防サービス初回加算	初回加算		200	単位 加算	200		
A2	4003 訪問型介護予防サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100 単位 加算	100	1月につき
A2	4002 訪問型介護予防サービス生活機能向上連携加算Ⅱ	生活機能向上連携加算		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200 単位 加算	200	
A2	6102 訪問型介護予防口腔連携強化加算	口腔連携強化加算		50	単位 加算	50	1回につき	
A2	6269 訪問型介護予防サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の137/1000 加算		
A2	6270 訪問型介護予防サービス処遇改善加算Ⅱ	介護職員処遇改善加算		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の100/1000 加算		
A2	6271 訪問型介護予防サービス処遇改善加算Ⅲ	介護職員処遇改善加算		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の55/1000 加算		
A2	6278 訪問型介護予防サービス特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の63/1000 加算	1月につき	
A2	6279 訪問型介護予防サービス特定処遇改善加算Ⅱ	介護職員等特定処遇改善加算		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の42/1000 加算		
A2	6281 訪問型介護予防サービスベースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算				所定単位数の24/1000 加算		

※業務継続計画未策定減算については、令和7年4月1日より適用

※介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年5月31日まで算定可能